

○保護の取扱いに関する訓令

昭和35年12月28日
県警察本部訓令第32号

保護の取扱いに関する訓令を次のように定める。

保護の取扱いに関する訓令

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 保護（第4条—第13条）
- 第3章 保護室（第14条—第16条）
- 第4章 許可状の請求等（第17条—第19条）
- 第5章 児童の一時保護等（第20条）
- 第6章 雑則（第21条—第24条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、警察官職務執行法（昭和23年法律136号。以下「警職法」という。）第3条及び酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号。以下「酩酊者規制法」という。）第3条の規定による保護（以下「保護」という。）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定による児童の一時保護等を適正に行うため、その手続、方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（保護についての心構え）

第2条 警察官は、保護が警察に課せられた重要な責務であることを自覚し、その発見し、又は届出のあった者が保護を要する者であるかどうかを的確に判断するとともに、保護に当たっては、誠意をもってし、個人の基本的人権を侵害することのないよう細心の注意を払うものとする。

（保護の責任）

第3条 警察署長（以下「署長」という。）は保護について全般の指揮監督に当たり、その責めに任ずるものとする。

2 保護主任者（生活安全課長、生活安全第一課長又は生活安全・刑事課長をいう。以下同じ。）は、署長を補佐し、所要の警察官を指揮して、保護室その他の施設への収容、家族、知人その他の関係者（以下「家族等」という。）への引渡し、関係機関への引継ぎ等保護の全般について、直接その責めに任ずるものとする。

3 保護主任者が退庁した場合その他不在の場合においては、当直責任者（警察署当番にあっては、当番責任者）又は署長の指定した者が、保護主任者に代わってその職務を行うものとする。

第2章 保護

（保護の着手）

第4条 警察官は、保護を要する者を発見した場合又は届出のあった者が保護を要する者であると認めた場合においては、とりあえず必要な措置を講ずるとともに直ちに保護主任者に報告し、その指揮を受けるものとする。

2 前項の報告を受けた保護主任者は、その旨を署長に報告して指揮を受け、必要な措置を講ずるものとする。

（保護の場所についての指示等）

第5条 保護主任者は、前条第1項の報告を受けたときは、保護された者（以下「被保護者」という。）の年齢、性別、疾病の状況、周囲の事情等を総合的に判断し、次の各号に掲げる被保護者の区分に応じ、

それぞれ当該各号に掲げる場所を基準として、被保護者の保護のため最も適当と認められる場所を指示するなど、保護のために必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 精神錯乱者 最寄りの精神科病院、救護施設又は保護室
- (2) 酩酊者（泥酔者を含む。） 保護室
- (3) 迷い人 交番又は駐在所（最寄りに保護室がある場合又は家族等が迷い人を引き取るのに長時間を要すると認められる場合にあつては、保護室）
- (4) 病人又は負傷者 最寄りの病院その他の医療施設（病状又は負傷の程度から判断して医療施設に収容する必要がないと認められる場合にあつては、保護室）
- (5) 前各号に掲げる者以外の被保護者 保護室

2 警察官は、保護に着手した場所から前項の保護の場所まで被保護者を同行する場合においては、人目に立たないようにするなど、被保護者の不利とならないように配慮するものとする。

3 保護主任者は、被保護者を保護室（第16条第1項の規定により保護室に代用する施設を含む。）に収容する場合は、被保護者の数、状況等を総合的に判断し、所要の警察官を指定して、保護業務に当たらせるものとする。

4 保護主任者は、保護の措置の経過を保護措置検討表（様式第1号）に記録するものとする。
（疾病等の確認）

第6条 保護主任者は、被保護者について疾病、負傷の有無を確認し、疾病者、負傷者に対しては必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の結果は、その都度保護措置検討表に所定の事項を記録しておくものとする。
（被保護者の住所等の確認措置）

第7条 警察官は、被保護者の家族等に通知してその引取り方について必要な手配をするに当たり、被保護者が、その住所及び氏名を申し立てることができない、又は申し立てても確認することができない場合であつて、他に方法がないと認められるときは、被保護者が拒まない限り、保護主任者の指揮を受けた上、第5条第1項に規定する保護の場所（第16条第1項の規定により保護室に代用する施設を含む。第10条第3項において同じ。）において、立会人を置き、必要な限度で、被保護者の所持品等について、その住所又は居所及び氏名を確認するための措置を執ることを妨げないものとする。

（事故の防止）

第8条 警察官は、保護に当たっては、被保護者が負傷、自殺、火災その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起こさないように注意するものとする。

（危険防止の措置）

第9条 警察官は、警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項の被保護者が暴行し、自殺しようとするなど、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事態にある場合において、その危害を防止し、適切にその者を保護するため他に方法がないと認められるときは、真にやむを得ないと認められる限度で、被保護者の行動を抑止するための手段を執ることを妨げないものとする。この場合においては、緊急を要する状態にあつて、いとまがないと認められる場合を除き、保護主任者の指揮を受けるものとする。

（危険物等の保管）

第10条 警察官は、被保護者が凶器、毒物、劇物その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある物（以下「危険物」という。）を所持している場合において、第8条の事故を防止するためやむを得ないと認められるときは、そのやむを得ないと認められる限度で、当該危険物を保管するものとする。この場合において、警職法第3条第1項第2号に掲げる病人、負傷者等については、その承諾を得て行うものとする。

2 前項の措置を執る場合においては、被保護者に所持させておいては紛失し、又は破損するおそれがあると認められる現金その他の貴重品についても同項の規定に準じて、努めて保管するようにするものとする。

3 前2項の措置は、緊急を要する状態にあつて、いとまがないと認められる場合を除き、保護主任者の指揮を受けた上、第5条第1項に規定する保護の場所において、立会人を置いて行うものとする。

- 4 第1項又は第2項の規定により保管した危険物又は貴重品は、法令により所持することを禁止されているものを除き、被保護者を家族等に引き取らせる場合又は保護を解く場合においては、その引取人又は本人に返還し、被保護者を関係機関に引き継ぐ場合においては、当該関係機関に引き継ぐものとする。
(保護室における危険予防の特例措置)

第11条 警察官は、警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項の被保護者を、保護室において保護する場合において、当該被保護者が暴行し、自殺しようとするなど、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事態にあり、真にやむを得ないと認められるときは、保護主任者の指揮を受けた上、被保護者が保護室を離れないよう、掛け金等を使用することを妨げないものとする。
(異常を発見した場合の措置)

第12条 警察官は、被保護者について異常を発見した場合においては、応急の措置を講ずるとともに、直ちにその状況を保護主任者を経て署長に報告するものとする。

- 2 前項の場合において、警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項の被保護者が、保護の場所を離れ、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合であるときは、署長は、これを発見して、なお保護を要する状態にないかどうかを確認する措置を執るものとする。警職法第3条第1項第2号の被保護者がほしいままに保護の場所を離れた場合であって、合理的に判断して、正常な判断能力を欠き、なお保護を要する状態にあると認められるときも、また同様とするものとする。

- 3 第1項の場合において、被保護者について死亡その他の重大な事故があった場合であるときは、署長は、その状況を、保護業務に関する特異事案の速報書(様式第2号)により、直ちに警察本部長に報告するとともに、被保護者の家族等の氏名及び住所又は居所が判明しているときは、その者にも併せて通知するものとする。

(被保護者の身柄の措置)

第13条 保護主任者は、保護の措置を執ったときは、速やかに被保護者の家族、知人その他の身柄引取人の有無を調査し、責任ある身柄引取人がある場合には、これに通知し、被保護者を引き渡すものとする。

- 2 保護主任者は、引き渡すべき被保護者の家族等がない場合若しくは判明しない場合又は判明しても引き取らない場合においては、署長の指揮を受けた上、次の各号の定めるところにより、措置するものとする。

- (1) 被保護者が病人、負傷者等である場合には、生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第1項、第2項又は第6項の規定による保護の実施機関たる知事若しくは市町村長又はその委任を受けた者に引き継ぐこと。
- (2) 被保護者が児童福祉法にいう児童である場合には、前号に掲げる場合であっても、同法第25条の規定により、福祉事務所又は児童相談所に通告して、引き継ぐこと。
- (3) 被保護者が、前2号に該当しない場合には、保護の必要がなくなった後、速やかに保護解除の措置を執ること。

- 3 前2項の定めるところにより、被保護者を身柄引取人又は前項第1号若しくは第2号に規定する機関の職員等に引き渡すときは、その者から身柄引取書(様式第3号)を徴するものとし、前項第3号により保護解除の措置を執るときは、その者から請書(様式第4号)を徴するものとする。

第3章 保護室

(保護室の設置)

第14条 警察署には、被保護者の数、状況等を勘案して、所要の保護室を設置するものとする。

(保護室の構造設備等の基準)

第15条 保護室の設置に当たっては、次の各号に定める基準によるものとする。

- (1) 留置施設と別個に設けること。
- (2) 道路その他外部から見通すことができない構造とすること。
- (3) 通風、換気、採光等に留意した構造とすること。
- (4) 扉、窓その他の設備は、被保護者に威圧感を与えるおそれのないものとする。

- 2 保護室には、被保護者の応急手当に必要な医療品を常備しておくものとする。

(保護室に関する特例措置)

第16条 署長は、やむを得ない事情がある場合又は保護のため適切であると認められる場合においては、警察署内において被保護者を収容するのに適当と認められる施設を保護室に代用するものとする。

2 署長は、警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項の被保護者を取り扱った場合において、自署に保護室が設置されていないなどの特段の理由により被保護者を適切に保護することができないと認めるときは、保護室を有する警察署の署長に対し、当該被保護者の保護室への保護を委託することができる。

3 前項の規定による委託の手続等に関し必要な事項は、生活安全部長が定める。

第4章 許可状の請求等

(許可状の請求書)

第17条 24時間を超えて引続き被保護者を保護する必要がある場合における警職法第3条第3項ただし書の規定による許可状の請求は、保護主任者が署長の指揮を受けた上、保護期間延長許可状請求書(様式第5号)により行うものとする。

(簡易裁判所への通知)

第18条 警職法第3条第5項又は酩酊者規制法第3条第4項の規定による簡易裁判所への通知は、毎週金曜日までに、その直前の週の日曜日から土曜日までの間に取り扱った事案について、保護通知書(様式第6号)により、署長が行うものとする。

(知事又は保健所長への通報)

第19条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。次条第4号において「精神保健法」という。)第23条の規定による知事への通報又は酩酊者規制法第7条の規定による保健所長への通報は、精神障害者等発見通報書(様式第7号)又はアルコール慢性中毒者等保護通報書(様式第8号)により署長が行うものとする。

第5章 児童の一時保護等

(児童の一時保護等)

第20条 警察官は、次に掲げる場合において、夜間であるため、又は同行し、若しくは引致すべき場所が遠隔であるなどの理由により、やむを得ない事情があるときは、それぞれ当該各号の児童その他同行し、又は引致すべき者等を保護室に一時収容するものとする。

(1) 児童福祉法第33条の規定により、児童相談所長の委託を受けて児童の一時保護を行う場合

(2) 少年法(昭和23年法律第168号)第13条第2項(同法第26条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、同行状を執行する場合

(3) 少年法第26条第1項の規定により、家庭裁判所の決定を執行する場合

(4) 精神保健法第39条第2項後段の規定により、精神科病院の管理者から探索を求められて発見した無断退去者の保護を行う場合

(5) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号。次号において「心神喪失者等医療観察法」という。)第75条第2項の規定により、裁判所から所在の調査を求められて発見した同行状が発せられている心神喪失者等所在調査対象者の保護を行う場合

(6) 心神喪失者等医療観察法第99条第4項後段の規定により、指定入院医療機関の管理者から所在の調査を求められて発見した指定入院医療機関無断退去者の保護を行う場合

(7) 更生保護法(平成19年法律第88号)第63条第6項の規定により、引致状による引致を行う場合

(8) 少年院法(平成26年法律第58号)第89条第2項又は第90条第5項の規定により、少年院の長から在院者の連戻しのための援助を求められ、その者を連れ戻す場合

(9) 少年鑑別所法(平成26年法律第59号)第78条第2項又は第79条第5項の規定により、少年鑑別所の長から在所者の連戻しのための援助を求められ、その者を連れ戻す場合

2 前項の場合においては、第3条、第4条、第5条第2項から第4項まで、第6条、第8条から第11条まで、第12条第1項及び第3項、第16条並びに第24条の規定を準用するものとする。

第6章 雑則

(保護カード)

第21条 警察官は、第4条第1項又は前条第1項の規定による措置を講じた場合は、速やかに保護カード（様式第9号）を作成し、保護の状況及び経過を明らかにするとともに、保護主任者を経て署長に報告しなければならない。

2 警察官は、第10条第1項又は第2項の規定により危険物又は貴重品を保管する場合は、その被保護者に係る保護カードに、当該危険物又は貴重品を記録し、その取扱いの状況を明らかにしておくものとする。

（被保護者が非行少年であることが判明した場合等の措置）

第22条 警察官は、被保護者が少年であって、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第6号の非行少年又は同条第7号の不良行為少年であることが明らかとなった場合においては、当該少年について、同規則の定めるところにより補導を行うものとする。

2 警察官は、被保護者が保護者に監護させることが不相当と認められる児童であることが明らかとなった場合においては、児童福祉法第25条の規定により、福祉事務所又は児童相談所に通告するものとする。

（被保護者と犯罪の捜査等）

第23条 被保護者が罪を犯した者であること若しくは少年警察活動規則第2条第4号の触法少年若しくは同条第5号のぐ犯少年であること又は犯罪の被害者であることが判明するに至った場合においても、なお保護を要する状態にあると認められる間は、証拠の保全上真にやむを得ないと認められる場合を除き、被保護者について取調べ又は調査をしないものとする。

（簿冊の備付け）

第24条 署長は、保護関係書類編冊を備え付け、保護カードその他関係書類を編冊しておくものとする。

附 則

1 この訓令は、昭和36年1月1日から施行する。

2 要保護者等の取扱いに関する訓令（昭和34年長野県警察本部訓令第2号）は、廃止する。

3 この訓令の施行後使用する用紙類等で、この訓令に定める様式と相違するものは、現に保有するものに限り使用することができる。

附 則（昭和36年8月18日県警察本部訓令第9号）

1 この訓令は、昭和36年8月18日から施行し、昭和36年7月1日から適用する。

2 この訓令の適用後使用する用紙類等で、この訓令に定める様式と相違するものは、現に保有するものに限り、改正箇所を読み替えて使用することができる。

附 則（昭和45年4月20日県警察本部訓令第11号）

この訓令は、昭和45年4月20日から施行する。

附 則（昭和50年6月18日県警察本部訓令第12号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、昭和50年6月18日から施行する。

（経過措置）

4 この訓令による改正前の保護の取扱いに関する訓令に基づいて調製した用紙類は、当分の間使用することができる。

附 則（昭和51年4月1日県警察本部訓令第6号）

（施行期日）

1 この訓令は、昭和51年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の訓令に基づいて作成した用紙類等は、当分の間使用することができる。

附 則（昭和51年12月23日県警察本部訓令第18号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、昭和52年1月1日から施行する。

附 則（昭和54年2月27日県警察本部訓令第4号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、昭和54年3月1日から施行する。〔以下略〕

(経過措置)

- 2 この訓令施行の際、この訓令による改正前の規定に基づいて調製した用紙は、当分の間使用することができる。

附 則 (昭和63年 6 月23日県警察本部訓令第10号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和63年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 5 年 9 月30日県警察本部訓令第18号)

この訓令は、平成 5 年 9 月30日から施行する。

附 則 (平成 6 年12月15日県警察本部訓令第24号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成13年 3 月19日県警察本部訓令第 8 号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成13年 3 月22日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成19年 3 月19日県警察本部訓令第 2 号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年 3 月26日から施行する。

附 則 (平成21年 3 月18日県警察本部訓令第 3 号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年 4 月 1 日県警察本部訓令第 6 号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成23年 8 月26日県警察本部訓令第 8 号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成23年 8 月26日から施行する。

附 則 (平成26年 4 月 1 日県警察本部訓令第 9 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年 8 月 1 日県警察本部訓令第15号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成29年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成31年 2 月 5 日県警察本部訓令第 2 号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成31年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 5 月10日県警察本部訓令第 8 号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和 3 年 5 月10日から施行する。

(用紙の使用に関する経過措置)

- 2 この訓令の施行前に、第 1 条の規定による改正前の保護の取扱いに関する訓令〔中略〕の規定に基づいて作成した用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則 (令和 5 年 1 月11日県警察本部訓令第 1 号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和 5 年 1 月11日から施行する。

附 則 (令和 6 年 3 月 1 日県警察本部訓令第 5 号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。〔以下略〕

附 則 (令和 6 年 3 月18日県警察本部訓令第11号)

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 7 年 1 月 30 日県警察本部訓令第 1 号）

この訓令は、令和 7 年 1 月 30 日から施行する。

附 則 （令和 8 年 3 月 31 日県警察本部訓令第 7 号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。